

犯罪被害

# 児童ポルノ、児童買春など 最悪のケースが全国で発生!!

## CASE1 裸の画像を送信させられた

女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、言葉巧みに誘導され自分の裸の画像を送信させられた。



他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。画像を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかない事になります。

児童ポルノ製造被害

## CASE2 誘拐された

女子中学生は、話を聞いてもらおうと SNS でメッセージを送ったところ、メッセージを返してきた男に「会いたい」など言葉巧みに誘われて、迎えに来た車で連れまわされた。



SNS で悩みを打ち明ける人の弱みにつけ込もうと、理解者のふりをして接触することを手口とした犯罪被害が発生しています。

未成年者誘拐被害

## CASE3 男子も被害にあっている

男子中学生は、SNS で「女子中学生」と裸の写真を交換したが、この「女子中学生」は大学生の男になりすましていたものであり、その男に「警察や学校にばらす」などと脅迫されて男の自宅に呼び出され、わいせつな行為をされた。



性被害にあっているのは女子だけではなく、男子も注意が必要です。

準強制わいせつ被害

## CASE4 交際相手に裸の画像を拡散された

女子高校生は、交際相手に求められて送られた裸の画像を、交際相手によって多くの同級生や別の学校の生徒に拡散させられた。



裸の写真や動画が友達に転送され、たちまち拡散されるケースが発生しています。いかなる理由でも、そのような画像を送ってはいけません!

児童ポルノ製造・提供被害

非行

# 業務妨害、不正アクセス など子どもによる犯罪も多発!!

## CASE1 こらしめてやろうと思って

男子高校生は、ゲームを有利に進められる不正ソフトウェア「チートツール」を装った遠隔操作ウイルスをインターネットにアップロードし、これをダウンロードした者のコンピュータに感染させるなどした。



IT スキルの悪用が社会を混乱させる犯罪行為となります。

刑法：不正指令電磁的記録供用 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## CASE2 自分の技術を自慢したくて

少年は、中学・高校の生徒の成績などをインターネット上で管理するシステムにアクセスし、生徒の名前や住所、成績などの大量の情報を不正に盗み出した。



他人のID・パスワードを勝手に使って、システムにアクセスすると、犯罪になります。

不正アクセス禁止法違反 (3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

## CASE3 いたづらをしようと思って

男子中学生は、インターネットの掲示板に「小学校に小型時限爆弾を仕掛けた。子どもの大半は死ぬだろう」などと投稿し、小学校を臨時休校させる等、業務を妨害した。



爆破予告などの犯行予告は重大な犯罪です。インターネット空間なら何をしてもよいということは絶対ではありません。

刑法：威力業務妨害 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## CASE4 子どもが誘うのも犯罪です

女子中学生は、出会い系サイトに「デートだけで高額なお小遣いをくれる方はいませんか。私は14歳です」などと書き込みをした。



出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子どもであっても違法です。

出会い系サイト規制法違反 (100万円以下の罰金)

注：典型的な通称を記載。子どもは18歳未満の者をいう。

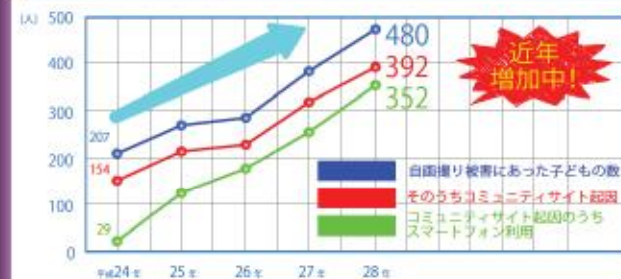
## 自分で自分の裸を撮って送信 させられるケースが近年増加!

平成28年における児童ポルノ事犯の自画撮り被害にあった子どもは480人(前年比+104人)であり、増加傾向にあります。そのうち約7割がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことです。

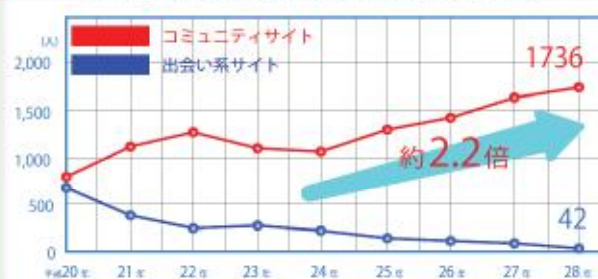
※数値は全国値



## 自画撮り被害にあった子どもの数(全国)



## コミュニティサイト・出会い系サイトで被害にあった子どもの数(全国)



## 携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫?

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LANでインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストアなど無線LANが設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

